



# 産業廃棄物処理委託契約書

〔 収集運搬・処分用 〕

年 月 日

住所  
排出事業者 氏名 (法人にあっては名称)  
代表者  
印 (以下「甲」という。)

住所  
処理業者 氏名 (法人にあっては名称)  
代表者  
代表取締役 川井 千香子 印 (以下「乙」という。)

上記排出事業者(甲)と処理業者(乙)は、甲の事業場から排出される産業廃棄物(以下、「廃棄物」という。)の運搬及び処分に関して、次のとおり契約を締結する。甲と乙とは本書1通を作成し甲および乙は記名捺印の上、原本を甲が、その写しを乙が保有するものとする。

## 乙の事業範囲

許可区分		収集運搬
積込場所(発生場所等)		行政区分： 北海道 、 札幌市 、 その他 ( )
運搬先 (処分場所等)		札幌市北区篠路町拓北6-591他 、 札幌市東区北丘珠3条4丁目1番5号
産業廃棄物の事業の範囲(許可品目等)	札幌市 第05110004495号	許可品目及び品目に関わる限定条件等は別紙「収集運搬業許可証」に記載の通り 〔積替え又は保管の有無 有〕
	北海道 第00100004495号	許可品目及び品目に関わる限定条件等は別紙「収集運搬業許可証」に記載の通り 〔積替え又は保管の有無 無〕
許可区分		処分
産業廃棄物の事業の範囲(許可品目等)	札幌市 第05120004495号	[北清拓北リサイクルセンター：札幌市北区篠路町拓北6番地] [北清丘珠リサイクルセンター：札幌市東区北丘珠3条4丁目]  上記2施設で受入出来る許可品目や条件が異なります、 許可品目及び品目に関わる限定条件等は別紙「処分業許可証」に記載の通り

※乙は、この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証写しを甲に提出するものとする。

## 〈 産業廃棄物処理委託契約約款 〉

第1条 (法の遵守)  
甲及び乙は、処理業務遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)  
1 委託内容に収集・運搬の委託が含まれる場合には、乙は甲から委託された産業廃棄物を<委託業務の内容>に示す運搬の最終目的地の所在地まで許可された車輛で適正に運搬する。  
2 契約内容に処分の委託が含まれる場合には、乙は甲から委託された産業廃棄物を<委託業務の内容>に示す処理方法により許可された施設にて適正に処分する。

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)  
1 甲は、産業廃棄物の適正処理のために必要な情報として、<委託業務の内容>の適正処理に必要な情報の欄に記入し、乙に通知しなければならない。  
2 甲は、<委託業務の内容>の「適正処理に必要な情報」では情報提供が不十分な場合、「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドラインーWDSガイドライン」(平成18年3月)を参照)を参考に、書面にて提供しなければならない。  
3 甲は、平成18年7月1日以降に製造された廃パルパルコンピュータ、廃エレクトロニクス機器、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機に日本工業規格C0950に規定する含有マークが付されたものである場合にはその旨を乙に通知しなければならない。  
4 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状に変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお、乙の業務処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

5 甲が乙に委託する廃棄物が許可を受けて輸入された廃棄物であるとき、石綿含有産業廃棄物であるとき、特定産業廃棄物であるとき、水銀使用製品産業廃棄物が含まれるときには、その旨を<委託業務の内容>の(5)適正処理に必要な情報欄に記入する。

第4条 (甲乙の責任範囲)  
1 乙は甲から委託された産業廃棄物を、その積込作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理すること。  
2 乙は甲に対し、前項各号のいずれかの業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。  
3 乙が委託された業務の過程において、乙又は第三者に損害を及ぼした場合には、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む)に原因があるときは、甲においてその損害を賠償し、乙に負担させない。

第5条 (再委託の禁止)  
乙は、甲から委託された廃棄物の収集運搬・処分業務を他人に委託してはならない。ただし、契約期間中に収集運搬業務にあっては車両が故障した場合等、処分業務にあっては施設の故障等真にやむを得ない理由により、業務を他人に委託せざるを得ない事由が生じた場合は、乙は法令の定める再委託基準に従いあらかじめ甲からの書面による承諾を得て業務を再委託することができる。

第6条 (権利・義務の譲渡等)  
乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第7条 (委託業務終了報告)  
乙は、甲から委託された廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票で、処分業務についてはD票又はE票で代えることができる。電子マニフェスト使用においては処分終了報告で代えることができる。

第8条 (業務の一時停止)  
1 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が発生したときには、業務を一時停止し、直ちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。  
2 甲は乙から前項の通知を受けたときには、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第9条 (報酬・消費税・支払い)  
1 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に対する報酬については、<委託業務の内容>に定める単価に基づき算出する。  
2 本契約に記載されている契約単価(運搬費用、処理費用等)がその廃棄物の性状や荷姿等により適正処理し難い状態であるとき、あるいは経済情勢の変化等により不相当となったときは都度見積書等の取り交わしにて甲乙双方の協議によりこれを変更することができる。  
3 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務についての消費税等は、甲が負担する。  
4 甲は、乙からの業務終了報告書を受取った後、乙に処理業務に対する報酬を支払う。ただし、具体的な支払方法等については甲、乙協議により支払い方法、支払期日等を定める。

第10条 (内容の変更)  
甲及び乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。また、第3条第4項、第8条の場合も同様とする。

第11条 (機密保持)  
甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による承諾を得なければならない。

第12条 (契約解除)  
甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。ただし、甲又は乙から契約を解除した場合に、本契約に基づいて甲から引渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。  
(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合  
甲は乙に対し、乙の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、甲は乙のもとにある未だ処理していない産業廃棄物を、乙の費用をもって当該産業廃棄物を引取り、乙の責任により処理を行うものとする。また、乙は甲からの当該産業廃棄物の引取りの請求に対し従わなければならない。  
(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合  
乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未だ処理していない産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引取することを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。  
(3) 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力(暴力団等)である場合又は密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。  
(4) 甲又は乙は本契約の相手方が支払の停止、債権譲渡、手形もしくは小切手の不渡り、差押、仮差押、仮処分又は滞納処分、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始その他法的倒産処理手続に関する取締役会決議若しくはその申し立て、又は私的整理の開始等があるなど、この契約を円滑に履行できないとき、若しくはその恐れがあるときは催告することなく本契約を解除することができる。

第13条 (暴力団の排除)  
甲又は乙の一方が、以下の各号のいずれかに該当した場合は、相手方は何らの催告を要しないで本基本契約及び個別契約の全部を解除することができる。

- 甲又は乙が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という)である場合
- 甲又は乙の代表者、責任者、又は実質的に経営権を有する者が暴力団等である場合、又は暴力団等への資金提供を行う等機密な交際のある場合。
- 甲又は乙は自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して自身が暴力団等である旨を伝え、又は関係者が暴力団である旨を伝えた場合。
- 甲又は乙が自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して、詐術、暴力団行為又は脅迫的言辞を用いた場合。
- 甲又は乙が自ら又は第三者を利用して、他方当事者の名誉や信頼等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をした場合。
- 甲又は乙が自ら又は第三者を利用して、他方当事者の業務を妨害した場合は、又は妨害するおそれのある行為をした場合。
- 甲又は乙が前項の規定により、本基本契約及び個別契約を解除した場合は、他方事業者に損害が生じても、これを一切賠償しない。

第14条 (協議)  
この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

〈 委 託 業 務 の 内 容 〉

(1) 委託期間： 年 月 日 から 年 月 日まで

※以下、該当する番号に○を記す。

- ただし委託期間満了の1か月前までに甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、期間満了の翌日から1年間を同一条件にて更新されたものとし、その後も同様とする[自動更新]。
- 本契約は委託期間満了により終了する。

(2) 排出事業場の名称と所在地（建設工事等においては、その工事名称と所在地）

排出事業場名：

排出場所住所：

(3) 積替・保管に関する事項。

ア 積替・保管を行う（下表のとおり）		イ 積替・保管を行わない
積替・保管の所在地	北清企業株式会社 札幌市東区北丘珠5条4丁目734番20号、24号	
廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず（リサイクル家電指定品）	
保管上限	廃家電品 16.8m3	
安定型産業廃棄物であるときは、積替・保管場所において他の廃棄物と混合することの可否	ア 混合する イ 混合しない	
安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替・保管場所において手選別を行うことの可否	ア 手選別をする イ 手選別をしない	
有価物を抜き取ることの可否	ア 抜き取る イ 抜き取らない	

(4) 委託する産業廃棄物の種類、数量、契約単価、処分会社の許可内容。

廃棄物の種類	契約単価		予定数量	処分会社の許可内容		
	収集運搬	処分		処分方法	施設番号	施設の名称・所在地・処理能力
金属類	円/(m³)	円/(m³)	m³	選別	1.5	北清拓北リサイクルセンター 札幌市北区篠路町拓北6番591、6番625、6番1745
金属類 ( )	円/( )	円/( )		選別	1.5	
廃プラスチック類 (再生不可)	円/(m³)	円/(m³)	m³	選別・破碎	1.3.5	
廃プラスチック類 (再生可能)	円/(m³)	円/(m³)	m³	選別・破碎・固形燃料化	1.3.4.5.9	
廃プラスチック類 (発泡スチロール)	円/(m³)	円/(m³)	m³	選別・破碎・固形燃料化	1.3.4.5.9	
廃プラスチック類 (廃OA機器類)	円/(m³)	円/(m³)	m³	選別	5	
廃プラスチック類 (重量物)	円/(kg)	円/(kg)	kg	選別	1.5	
廃プラスチック類 ( )	円/( )	円/( )		選別・破碎・固形燃料化	1.3.4.5.9	
ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	円/(m³)	円/(m³)	m³	選別	1.5	
木くず (木パレット、梱包木枠)	円/(m³)	円/(m³)	m³	選別・破碎・固形燃料化	1.2.4.9	
蛍光管等 (水銀使用製品産廃含む)	円/(kg)	円/(kg)	kg	選別・破碎	5.8	
乾電池 (水銀使用製品産廃含む)	円/(kg)	円/(kg)	kg	選別	5	
混合物 (複合物、分別不能物)	円/(m³)	円/(m³)	m³	選別	1.5	
	円/(t,m³)	円/(t,m³)				
	円/(t,m³)	円/(t,m³)				
合計予定数量			備 考			
合計予定金額	収集運搬合計 円	処分合計 円				
事前協議の可否	要 ・ 否					

(5) 適正処理に必要な情報 ※該当箇所○

発生工程	事業活動 ・ 工事 ・ その他 ( ) に伴うもの。
性状	固形状 ・ 泥状 ・ 液状
荷姿	バラ ・ コンテナ ・ ドラム缶 ・ 袋 ・ その他 ( )
腐敗・揮発等性状の変化	あり ・ なし
JIS C0950号に規定する有害物質の含有マ-クの表示	あり ・ なし
許可された輸入廃棄物	あり ・ なし
混合等による支障	あり ・ なし ※石綿含有産廃、特定産廃及び水銀使用製品産廃は混合不可
石綿含有産業廃棄物	あり ・ なし 廃棄物の種類 ( ) 「石綿含有産業廃棄物（廃プラスチック類、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類に重量当たり0.1%を超えて廃石綿を含み飛散性を有しない産業廃棄物）」の不含を証明する書類は「設計図書」、「分析結果」、「建設材料等の製造者による証明」、「建築材料等の製造年月日」、「廃棄物データシート（WDS）」となります。甲の責任において上記書類を基に不含を確認いただいたものとみなします。（本契約 第4条第3項 甲乙の責任の範囲 参照）
特定産業廃棄物	あり ・ なし 廃棄物の種類 ( )
水銀使用製品産業廃棄物	あり ・ なし 廃棄物の種類 ( 蛍光管等、乾電池等 )
その他必要な情報	

適正処理に必要な情報には、形状、主成分、混合成分、特性（有害物質、危険物、毒物・劇物、悪臭物、特定化学物質等の区分、引火性、自己反応性、混合反応性、禁水性、発火性、爆発性、ガス発生・有害ガス発生、可燃性、材料腐食性、有害性、腐食・刺激性、悪臭等）を記入する。  
これに抛り難いときはWDS等を添付する。

(6) 再生利用の情報、再中間処理先及び最終処分場所の情報  
※別紙添付とする。

(7) 許可証関係  
※別紙添付とする。